

「インボイス制度説明会」のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されます。適格請求書(インボイス)を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請の受付は、令和3年10月から開始されています。

適格請求書(インボイス)制度とは、売上の大小に関わらず、全ての事業者様に大きく影響する制度です！

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、免税事業者はどうなるのかといった疑問や、事前準備など具体的な対応について解説します。

■日時：令和4年9月28日 水
午前10:00～

■会場：高山西商工会館
(高山市一之宮町3575-1)

説明会ご参加の際は、マスクの着用、手指消毒、検温などコロナ感染症対策にご協力くださいますようお願いいたします。

■講師：高山税務署 職員

『インボイス制度』とは…

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。)

〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

『インボイス』とは…

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

参加申込書 ※切り取らずにFAXしてください

高山西商工会 行

FAX 0577-53-3129

TEL 0577-53-3112

申込締切日：9月26日

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		e-mail	

※ご記入いただいた個人情報は、本説明会の運営以外の目的で使用することはありません。

主催：高山税務署・高山西商工会